

# 宮城県公報

行  
県  
書課  
城  
私  
文  
学  
市  
青  
葉  
区  
1  
号  
宮  
(總務部仙台市宮本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

宮城県知事 村井嘉浩

目次

ページ

規則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

訓令甲

(中小企業支援室) 一  
(人事課) 一  
(業務課) 一

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

告示

○事務指定薬物の指定

特定計量器の定期検査の実施

○認証食品の認証

○保安林の指定の解除の予定

○保安林の指定の解除

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○市街地再開発組合の定款変更の認可

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○開発行為に関する工事の完了

公 告

○定期監査の結果の公表 (二件)

監査委員

規則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月二十六日

告示

○宮城県規則第百六号  
中小企業高度化資金貸付規則

中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十八年宮城県規則第七十号) の一部を次のように改正する。  
別表第一の八の項中「から第六号まで」を「第五号及び第六号」に、「から第八号まで」を「第七号及び第八号」に改める。

別表第三の十七の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

○宮城県訓令甲第十八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程 (昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号) の一部を次のように改正する。

別表第一経済商観光部長の中小企業支援室に係る専決事項の項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号イ中「第二十八条」を「第三十七条」に改め、同号ロ中「第二十九条」を「第三十八条」に改め、同号ハ中「第三十条」を「第三十九条」に改め、同表中小企業支援室の専決事項の項第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号イ中「第九条」を「第八条」に改め、同号ロ中「第十条」を「第九条」に改め、同号ハ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」を「中小企業等経営強化法施行規則」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年八月二十六日から施行する。

○宮城県告示第六百九十七号  
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成二十七年条例第六十九号) 第十三条第一項の規定によ

り、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 エチル＝二＝（四－フルオロベンジル）－（三－カルボキサミド）－三－メチルブタノアート及びその塩類（通称名：EMB-FUBI-NACA）

2 化学名 N-（二-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-（シクロヘキシルメチル）-1-H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名：APP-I）

CHMINACA又はPX-3)

3 化学名 三-メトキシ-2-（メチルアミノ）-1-（四-メチルフェニル）プロパン-1-

オン及びその塩類（通称名：Mexedrone又は4-MMC-OMe）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十八年八月二十七日

○宮城県告示第六百九十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 實施年月日

実施区域

検査受付時間

実施の場所

十月七日	十月六日	平成二十八年 十月五日 平成二十八年	白石市	白石市	白石市	越河、大平、小原地区	本町・南町・中町・田地自治・区会を除く
午前十時半まで 午後二時半まで	午前十時半まで	午前十時半から 午後二時半まで	庫	白石市役所正面駐車場	白石市役所正面駐車場	白石市役所正面駐車場	白石市役所正面駐車場

二 認証年月日

平成二十八年八月十六日

○宮城県告示第七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保全の指定を解除する予定である。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 解除予定保全林の所在場所  
気仙沼市唐桑町崎浜一〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

番号	認証	品目	申請者の氏名	又は屋号	製造業者の名称	所在地
百八十	乾のり・ 焼きのり・	株式会社飯塚海苔店	株式会社飯塚海苔店	百三十	株式会社飯塚海苔店	仙台市若林区卸町東一丁目四番十六号
	有限会社今野商店	株式会社飯塚海苔店	佐藤海苔店		株式会社七福茶本舗	仙台市泉区北中山四丁目十三番十一号

○宮城県告示第六百九十九号  
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

十月十二日	名取市	全域	午前十時から 午後三時まで	午前三時まで	午後三時まで	名取市役所東側駐車場
十月十三日	名取市	全域	午前十時から 午後三時まで	午前三時まで	午後三時まで	名取市役所東側駐車場

## ○宮城県告示第七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二七一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

## 三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○宮城県告示第七百二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 丸森梁川線  
三 道路の区域

変更の区間				
後	前	後	前	前後変更の敷地の幅員（メートル）
六・一 一六・五	六・一 一九・四	六・四 七・〇	六・一 一六・一	六・四 (メートル)
七〇・〇	七〇・〇	四一・〇	四一・〇	敷地の延長（メートル）

## ○宮城県告示第七百三号

伊具郡丸森町字大畑二二番二地先から同郡同町字大畑二一一番二地先まで

前	六・二 一三・八
六・二 八・〇	六〇・〇

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

種類	道路の路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道 丸森梁川線	伊具郡丸森町字片岸六番六地先から同郡同町字川田島八四番四地先まで	平成二十八年八月二十六日	平成二十八年八月二十六日

## ○宮城県告示第七百四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 組合の名称

海岸通一番二番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年五月二十六日から平成三十年十二月三十一日まで

三 施行地区

塩竈市海岸通一番の一部、二十六番、三十三番、三十四番、三十五番、三十六番、三十七番、三十九番、三十九番二、三十九番二、四十番一、四十一番、四十三番、四十四番一、四十五番一、四十六番一、四十七番二、四十八番一、四十九番一、四十九番三、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番、六十八番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十三番、八十二番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番、九十七番二、百一番、百二番、百四番、百五番、百六番、百七番、百八番、百九番、百十番、同郡同町字大畑三三番三地先から伊具郡丸森町字大畑三三番三地先から伊具郡丸森町字大畑三〇番五地先まで同郡同町字大畑三〇番五地先まで

百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十七番、百十八番、百十九番、百二十番、  
 百二十一番、百二十二番、百二十三番、百二十四番、百二十五番、百二十七番、百二十八番、百二  
 十一番、百三十一番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百三十八番、百三十九  
 番、百四十二番、百四十四番、百四十五番、百四十六番、百五十四番、百五十五番、百五十八番、  
 の一部、二百番の一部及び二・三・百三十一号一国幹線の一部

四 事務所の所在地

塩竈市海岸通二番十一

五 設立認可の年月日

平成二十七年五月十九日

六 変更の内容

事務所の所在地を「塩竈市海岸通三番十号」に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十八年八月二十一日

公 司

○県営上福田地区土地改良事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の一部  
 を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により  
 次の事項を公告する。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

記

一 変更後の事業計画の概要  
 別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工  
 区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年八月二十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
 地域の名称

名取市上余田字千刈田八百三十四番、八百三十  
 五番、八百三十六番一、八百三十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

愛知県名古屋市東区東桜二丁目九番二十六号

監査委員

株式会社エヌエスカンパニー

○宮城県監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成28年4月  
 から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成28年8月26日

宮城県監査委員	齋藤正美
宮城県監査委員	坂下賢
宮城県監査委員	工藤鏡子
宮城県監査委員	成田由加里

1 監査実施機関及び監査実施日  
 監査実施機関  
 ○総務部

地方機関  
 公務研修所

○経済商工観光部

地方機関  
 大崎高等技術専門校

気仙沼高等技術専門校

宮城障害者職業能力開発校

○農林水産部

地方機関  
 病害虫防除所

○教育厅

地方機関  
 北部教育事務所

北部教育事務所  
 北部教育事務所栗原地域事務所

東部教育事務所

東部教育事務所登米地域事務所

南三陸教育事務所

4月4日  
 6月7日  
 5月12日

4月4日  
 6月7日  
 5月11日  
 5月17日

宮城県公報

(5) 平成28年8月26日 金曜日

(6)

○宮城県水道用水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成28年7月19日

大崎広域水道事務所

平成28年7月13日

仙南・仙塙広域水道事務所

平成28年7月14日

## 2 事業概要

本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要是次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万m <sup>3</sup>	1日最大 10万 1150m <sup>3</sup>	大崎市、栗原市、加美町、美里町、大和町、大衡村、富谷町、(10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塙広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300m <sup>3</sup>	1日最大 27万 9,000m <sup>3</sup>	塙築市、白石市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、岩沼市、角田市、多賀城市、七ヶ浜町、山元町、柴田町、亘理町、平成2年度 利府町、松島町、七ヶ浜町、(17市町)	

## 3 事業実績

平成27年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	23,303 千円	3,451,890 千円	2,761,256 千円	632,431 千円	1,239,392 千円
仙南・仙塙広域水道事業	71,588	13,261,219	9,426,985	3,760,443	8,235,040
合 計	94,891	16,713,109	12,188,241	4,392,874	9,474,432

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用・水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

第2786号 平成28年8月26日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成28年7月19日

大崎広域水道事務所

平成28年7月13日

仙南・仙塙広域水道事務所

平成28年7月14日

## 2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要是次のとおりである。事業廃止した仙南工業用・水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塙工業用・水道事業	大倉ダム	1日最大 10万m <sup>3</sup>	仙台市、塙築市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、(7市町)	昭和35年度
仙台北部工業用・水道事業	釜房ダム	1日最大 10万m <sup>3</sup>	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、(5市町)	昭和51年度
仙南工業用・水道事業	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500m <sup>3</sup>	大崎市、加美町、大和町、大衡村、(4市町村)	昭和55年度
仙水道事業	七ヶ宿		事業廃止	

## 3 事業実績

平成27年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額	経営状況
仙塙工業用・水道事業	10,122 千円	756,973 千円	当年度純利益 (損失△) 当年度未処分利益剰余金 (未処理大損金△) 11,525 千円 786,107 千円
仙台北部工業用・水道事業	12,763 千円	477,748 千円	△ 66,192 298,788
仙南工業用・水道事業	7,327 千円	572,366 千円	△ 132,727 763,779
合 計	30,212 千円	1,937,753 千円	1,719,556 千円 207,512 千円 212,200 千円

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

る。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 平成28年7月19日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び地域の振興に資する事業への長期貸付等を行っている。

3 事業実績

平成27年度における事業実績は、次のとおりである。

事 業 名	決 算 額		経 営 状 況		
	事 業 収 益	事 業 費 用	当 年 度 純 利 益	当 年 度 未 決 分 和 損 余 金 (未処理欠損金△)	千円
地 域 整 備 事 業	484,266 千円	261,032 千円	223,233 千円	△ 326,092 千円	

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。